

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 10 月 21 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
しらうお機船船びき網漁業	1 隻	5 トン未満	定めなし	東共第 8 号、同第 10 号及び同第 12 号共同漁業権漁場の区域	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで ただし、東共第 12 号共同漁業権漁場の区域にあっては、12 月 10 日から翌年 5 月 31 日まで	東共第 8 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 4 年 10 月 21 日から令和 4 年 11 月 14 日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可の有効期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。 2 規則第 14 号第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 動力漁船 2 隻以上をもって操業してはならない (2) 網口開口板等開口装置を使用してはならない (3) 漁業権漁業を妨げてはならない (4) 操業は、日の出から日の入までとすること (5) 第 1 種共同漁業権の内容となり得る定着性水産動植物を採捕したときは、ただちに放流すること (6) 別途指定する様式による標識を表示しなければならない (7) 使用する船びき網の浮子方の長さ（ぶち廻し）は、150 メートル以下、片側のえい綱の長さは、105 メートル以下でなければならない